

議案第2号

コミュニティバスの運休日の変更について

コミュニティバスについては、日曜日および年末年始（12月29日から1月3日）を運休日としていますが、近年の深刻な運転手不足に伴い、ゴールデンウィーク（5月3日から5月5日）及びお盆の期間（8月13日から15日）について、運転手を確保する事が難しくなっております。また、ゴールデンウィーク及びお盆の期間については、整備工場が休みであるため、車両トラブルの際に対応できないといった問題が発生しております。さらに第2回会議において運転手の労働環境の改善、負担軽減について、ご意見がありました。

そのため、下記の通りコミュニティバスの運休日の変更を提案します。

また、この会議での承認後、コミュニティバスの運休日変更に伴う「自家用有償旅客運送の変更」及び「地域内フィーダー系統確保維持計画変更」の手続を行います。

記

1、 コミュニティバスの運休日の変更

変更前	変更後
日曜および年末年始（12/29～1/3）運休	日曜および年末年始（12/29～1/3）、ゴールデンウィーク（5/3～5/5）、お盆（8/13～8/15）運休

2、 変更日

令和2年4月1日